

令和 6 年度和水町障害者就労施設等調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

町全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者就労施設

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

- （ア）障害者支援施設
- （イ）地域活動支援センター
- （ウ）生活介護事業所
- （エ）就労移行支援事業所
- （オ）就労継続支援事業所（A 型・B 型）

イ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所

ウ 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

（ア）障害者の雇用の推進等に関する方針（昭和 35 年法律 123 号。以下「障害者雇用推進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

（イ）重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所は、以下①から③までの要件を全て満たすものとする。

- ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
- ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

（2）在宅就業障害者

障害者雇用推進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

（3）在宅就業支援団体

障害者雇用推進法第74条の3第1項に規定する在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達の推進方法

(1) 年度ごとに前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を設定し、物品等の調達に努める。

調達事務にあたっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図る。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に必要な情報(提供可能な物品等の品目や、受注可能数量及び価格等)を収集し、福祉課(担当:福祉係)から課等に提供するなど全庁的な調達を推進する。

(3) 関係部局と連携し、町内企業による物品等の積極的な調達を働きかけていく。

6 調達の目標

令和6年度においては、前年度実績額を上回るよう努める。

(令和5年度 4,250,906円)

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。